

建築行為等の許可申請

事業の認可以降に事業施行区域内で「対象となる建築行為等」を行う場合については、規定により埼玉県知事の許可が必要となり、建築行為に制限が設けられます（土地区画整理法第 76 条第 1 項）。

これは、無制限な建築行為がもたらす事業進行の遅れや申請者および施行者の経済的損失を防ぎ、事業の円滑な進行を図る為です。許可を受けずに建築行為を行った場合、ご自身の費用で建物移転や現地復旧等を行っていただくことになりますので、特にご注意ください。

幸手市といたしましては出来る限り皆様の立場に立ち、柔軟に対応したいと考えております。

耐震補強やリフォームを含め、建築行為等を予定している方は、必ず事前に幸手駅西口土地区画整理事務所にご相談いただき、必要書類を作成後、同事務所まで申請してください。



● 対象となる建築行為等

- ① 建築物その他の工作物の新築、増築・・・ア) 建築物、指定工作物の新築、改築もしくは増築
イ) 公共施設内に設けるガス、電気、電話、水道および下水道等の管線類、防火水槽工作物の新築もしくは増築
- ② 土地の形質の変更・・・・・・・・・・ア) 盛土 イ) 切土 ウ) 土の入替え エ) 埋め立て
- ③ 移転の容易でない物件の設置、堆積・・・重量が 5 トンを越える物件の設置もしくは堆積

● 提出書類

申請書等※

添付書類一覧表※

※の書類についての様式及び添付書類一覧はこのホームページ上の様式一覧からダウンロードできます。

● 申請期間 事業認可日より事業完了まで

(平成 23 年 3 月 23 日～換地処分の日まで)